

6 地産地消の実現と発展的農林水産振興

(1) 消費者ニーズに対応した農林水産物の生産振興

① 生産者の体制整備と安定供給の推進

島内の農林水産物を市民に安定的に供給するため、島内消費者ニーズに対応した農林水産物の生産振興を図ります。

ア 生産者の確保と生産体制を整備します。

イ 生産を拡大し島内流通農林水産物の安定供給を図ります。

② 安全・安心で新鮮な農作物栽培の促進(生物多様性を背景にした農業振興)

生物多様性を背景とした農業振興を図るため、環境の保全と食の安全に対する信頼を確保し、安全な農産物の生産方法や安全性を確認できる取組みを進めます。

ア 生産履歴の整備

イ 農産物の安全確保や環境への配慮（GAP）

ウ 土壌診断や残留農薬検査などの普及促進



(2) 生産者と消費者を結ぶ交流並びに啓発促進

① イベント・まつりなどを通じた交流の促進

新たなイベントや従来からある行事の活用により交流を図り、生産者と消費者が結びつき、相互理解のもとに、地場産農林水産物の利用向上を目指しながら流通促進を図ります。

ア 佐渡産農林水産物の販売拡大、PR等

② 学習会等を通じた地産地消の理解

地産地消の意味や必要性を理解してもらうための研修会や講演会を開催します。

ア 研修会・講演会の開催



③ 佐渡産農林水産物の旬や流通に関する情報提供

佐渡産農林水産物の生育や生産情報等を、消費者に提供できるように体制づくりを行います。

ア 佐渡産農林水産物の情報提供

イ 旬のメニューの普及推進

④ 地産地消の取組み等の情報提供

すべての市民が地産地消の運動に取り組めるように、情報提供を図ります。

- ア 生産者情報の提供
- イ 加工品・特産品情報の提供
- ウ 広報誌に地産地消のページを作る

⑤ 地産地消推進のための啓発活動

地産地消運動が広く市民に理解されるよう、市民意識の醸成を図るため、地産地消推進運動に協力してくれる飲食店や小売業者等を募集し、ともに活動します。

- ア 「地産地消の日」の制定
- イ 地産地消推奨店の推進
- ウ 地産地消の認知度の向上

(3) 店舗・直売所等における佐渡産農林水産物の利用促進

① 店舗での佐渡産農林水産物の提供強化

スーパーや小売店等における「佐渡産コーナー」の設置や拡充の推進を図ります。

- ア 販売量の拡大
- イ 新規販売先の設置



② 直売所での佐渡産農林水産物の提供強化

直売所やアンテナショップの開設や拡充の推進を図ります。

- ア 直売所の販売スペースの拡大
- イ 直売所の開設

③ ホテル・飲食店等における佐渡産農林水産物の利用

ホテル・飲食店等において佐渡産食材の利用拡大の推進を図ります。

- ア 伝統料理などの提供
- イ 佐渡産米粉利活用の促進
- ウ 佐渡産コーナーの設置



(4) 学校・福祉施設等における佐渡産農林水産物の利用促進

① 佐渡産農林水産物の受け入れ体制整備

公共施設等への農林水産物の供給を促進するために、必要な支援を行います。

- ア 受入れ体制の整備

② 佐渡産農林水産物の安定供給の推進

施設等への佐渡産物の安定した供給を図るため、消費者と生産者の連携をとりながら、安定した農林水産物の生産が出来るような体系を整備します。

- ア 情報交換会の開催

- イ 野菜の供給強化
- ウ 佐渡産米の供給
- エ 佐渡産米粉の供給
- オ 水産加工品の供給
- カ 林産物の供給

(5) 6次産業による地場産業の推進（農商工連携）

① 佐渡産農林水産物を活用した加工品（特産品）の開発・利用促進

農商工連携等の支援体制を整備し、佐渡産農林水産物の加工品等を開発し、佐渡特産の料理やお土産として活用、販売をします。また、農商工連携による行政等の支援体制を整えます。

ア 各機関での開発・実践



② 農商工連携支援体制の整備

農林水産物の活用促進のため、佐渡市内で県・市・JA・商工会等で農商工連携会議を設置し農商工連携支援体制を整備します。

ア 農商工連携連絡調整会議開催

③ 加工品の開発に向けた啓発イベントの実施・推進

加工品の商品開発を目的に、佐渡産農林水産物を使用した特産品のコンテスト等を行うことにより新商品の開発に繋がります。また地域イベントと共催しながら、商品PRや販売促進を図ります。

ア 啓発イベントの開催

イ 販売イベントの開催



(6) 食育の推進と伝統料理の継承

① 佐渡産品を使った伝統料理の継承

佐渡産農林水産物の良さを知り、佐渡の伝統料理を学習することにより郷土愛を育みます。

ア 料理教室

イ 伝統料理教室

ウ 伝統料理レシピの提示

② 「食」と「農」への理解のための農業体験の推進

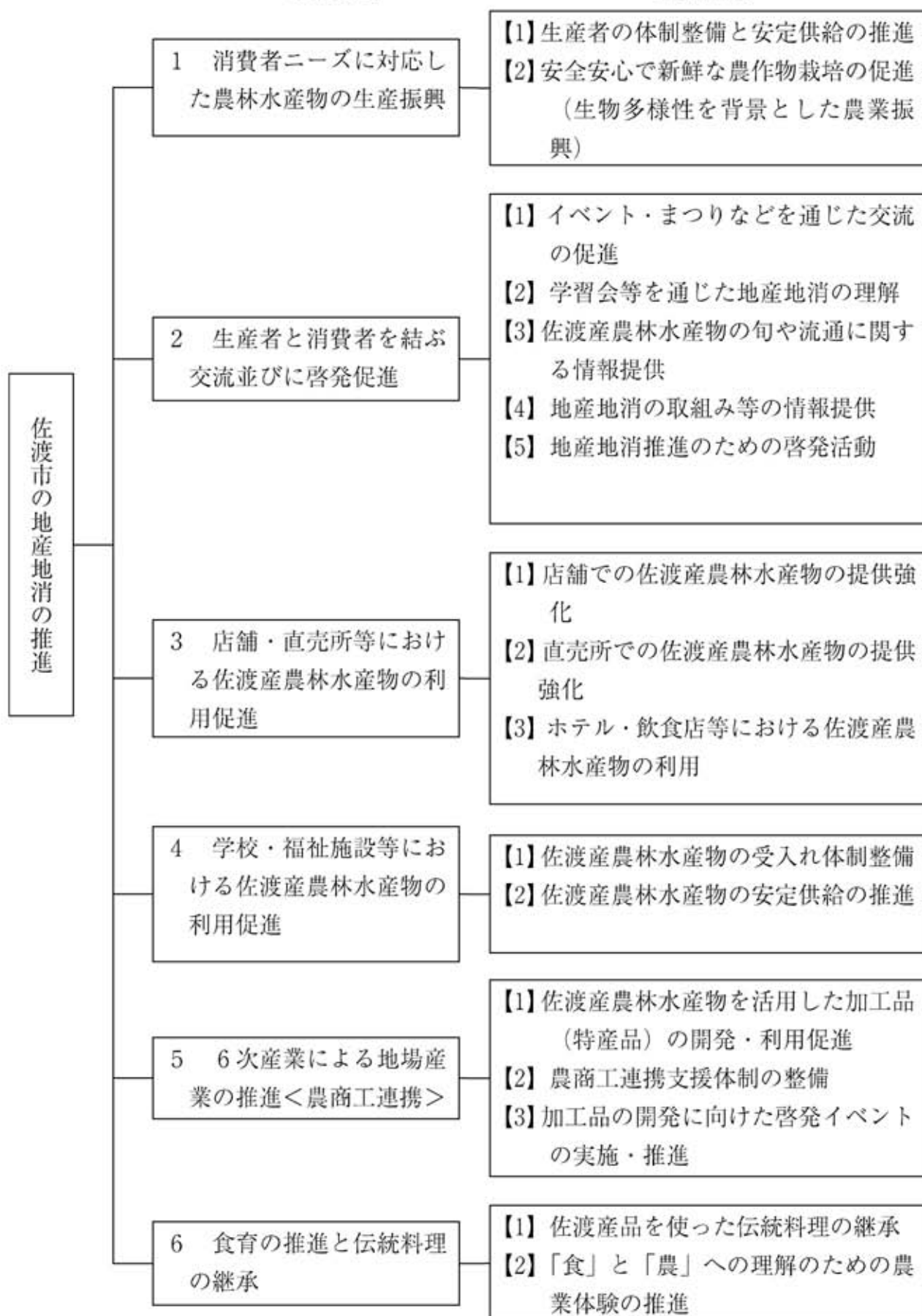
農業体験を通じて、生産者及び農産物を理解し食の重要性を学びます。

ア 農業と食に関する体験学習



7 地産地消推進のための施策体系
基本方針

重点目標



8 具体的取組み一覧表

すでに実行している内容のものに加え、今後単年度ごとに検証しながら優先順位を定め推進します。

基本方針	重点目標	課題	事業主体	取組内容	目標
1 消費者ニーズに対応した農林水産物の生産振興	(1)生産者の体制整備と安定供給の推進	生産者の確保と生産体制の整備	JA・市・県	新規就農者支援	生産グループの整理統合及び強化 H21→39団体 H26→42団体
				生産者グループ組織の育成	
				各部会・営農指導強化	
			県・市	栽培設備等の補助	
		生産を拡大し島内流通農林水産物の安定供給を図る	市・生産者・消費者	定期的に情報交換し消費者ニーズを確認する	市場での地場産野菜流通量 H20→6% H26→12%
			市・JA・JF（漁協）・森林組合	量販店等での販売状況調査	
			JA・生産者	生産計画を立て生産者へ栽培の推進を図る	
			生産者	全量出荷できる規格品を生産する	
			JA・県	出荷調整を行う	
			JA・市	流通及び商品のマッチングを構築する	
	生産者		水田転作野菜の利用		
	生産者		出荷時期の調整・時差生産		
	市・JA・生産者	耕作放棄地を利用した野菜づくり			
	(2)安全安心で新鮮な農作物栽培の促進（生物多様性を背景とした農業振興）	生産履歴の整備	市・県・JA	野菜・果樹の生産履歴の開示	GAP対応産地数 H21→10地区 H26→15地区
		農産物の安全確保や環境への配慮（GAP）		適正な生産工程と栽培管理の実践を記録	
土壌診断や残留農薬検査などの普及促進		品目を増やす			
		県・市・JA・生産者	残留農薬等の検査をする		

基本方針	重点目標	課 題	事業主体	取組内容	目 標
2 生産者と消費者を結ぶ交流並びに啓発促進	(1) イベント、まつりなどを通じた交流の促進	佐渡産農林水産物の販売拡大、PR等	佐渡ふれあいアッセグループ	佐渡ふれあいアッセまつり	各イベント 年1回開催
			JA羽茂	うみゃーもん祭り	
			商工会	夕映え市・両津デフリマ	
			JF（漁協）	さかなまつり	
			佐渡まるごとネットワーク	まるごとふれあい市	
			市	地産地消フェスタ	
			県・市・商工会・JA・JF（漁協）・森林組合	食材提案会	食材提案会 年2回
	(2) 学習会等を通じた地産地消の理解	研修会・講演会の開催	県・市・商工会・JA・JF（漁協）・森林組合	市民を対象に地産地消理解のための講演会等を開催する	年1回開催
			JA・消費者協会・婦人会等	会員の合同研修会 JA婦人部による料理研修会	
			市	食品の安心安全のための研修会	
	(3) 佐渡産農林水産物の旬や流通に関する情報提供	佐渡産農林水産物の情報提供	生産者・JA・市・JF（漁協）	ホームページ等で情報発信	ホームページのセッション数 1日100回以上
		旬のメニューの普及推進	生産者・JA・市・JF（漁協）	ホームページ等で情報発信	
	(4) 地産地消の取組み等の情報提供	生産者情報の提供	JA・市	ホームページ等で情報発信	ホームページのセッション数 1日100回以上
		市	市	CNSでの料理教室	
		加工品・特産品情報の提供	市・商工会・JA・JF（漁協） 森林組合	ホームページ等で情報発信	
(5) 地産地消推進のための啓発活動	「地産地消の日」の制定	市内協力店・JA・JF（漁協）・森林組合・商工会	生産者・事業者及び市が連携を図り地産地消の啓発をする	地産地消推奨店 H26→50店舗	
	地産地消推奨店の推進	市・JA	生産者・事業者及び市が連携を図り地産地消の啓発をする		
	地産地消の認知度の向上	県・市	アンケート等の実施		

基本方針	重点目標	課題	事業主体	取組内容	目標		
3 店舗・直売所等における佐渡産農林水産物の利用促進	(1)店舗での佐渡産農林水産物の提供強化	販売量の拡大	スーパー等	佐渡産農産物の販売ベースの拡大	佐渡産農産物販売額 H21→91百万円 H26→100百万円		
		新規販売先の設置	スーパー等	佐渡産農産物の販売ベースの確保	新規店舗 4店舗		
	(2)直売所での佐渡産農林水産物の提供強化	直売所の販売ベースの拡大	生産者	直売所の販売拡大	現状 32店舗	新規 10店舗	
		直売所の開設	JA	直売所の開設	1ヶ所		
	(3)ホテル・飲食店等における佐渡産農林水産物の利用	伝統料理などの提供	ホテル・飲食店・商工会・観光協会	佐渡産食材を使った伝統料理を提供する	地産地消推奨店 H26→50店舗		
		佐渡産米粉利活用の促進	ホテル・飲食店・商工会・観光協会	佐渡産米粉を使った料理の提供			
		佐渡産コーナーの設置	ホテル・飲食店	佐渡産品のコーナーを新設・拡大する			
	4 学校・福祉施設等における佐渡産農林水産物の利用促進	(1)佐渡産農林水産物の受入れ体制整備	受入れ体制の整備	市	栄養士・調理師の研修	学校給食での佐渡産野菜使用率 H20→16.6% H26→20% 佐渡産水産物使用率 H20→8.4% H26→13%	
				市・JA・市場・JF(漁協)・森林組合	食材の流通体制確立		
市				食材の前処理の効率化			
(2)佐渡産農林水産物の安定供給の推進		情報交換会の開催	県・市	計画栽培に取り組む生産グループの立上げ			
		野菜の供給強化	県・市・JA・市場	生産グループによる供給			
		佐渡産米の供給	市・JA・コープ佐渡	学校・保育所給食への供給			
		佐渡産米粉の供給	コープ佐渡	米粉製粉利用拡大			
		水産加工品の供給	JF(漁協)	佐渡産水産物の加工品をつくる			
		林産物の供給	森林組合	林産物の利用拡大			

基本方針	重点目標	課題	事業主体	取組内容	目標		
5 6次産業による地場産業の推進 (農商工連携)	(1)佐渡産農林水産物を活用した加工品(特産品)の開発・利用促進	各機関での開発・実践	JA・商工会議所・JF(漁協)・森林組合・建設業等	農林水産加工品の開発	農林水産物の商品開発数 年 1商品		
			生産者・JA	規格外野菜の加工			
			市・生産者・観光協会	名物メニューの開発			
			新潟大学・東京農業大学等	大学との連携			
	(2)農商工連携支援体制の整備	農商工連携連絡調整会議開催	県・市・商工会・JA・JF(漁協)・森林組合	関係機関が情報を共有し商品開発・販売等の支援を検討する	組織立上げ		
			(3)加工品の開発に向けた啓発イベントの実施・推進	啓発イベントの開催	市	地産地消フェスタ	フェスタ開催数 年 1回
				販売イベントの開催	生産者	イベントへの積極的参加	
6 食育の推進と伝統料理の継承	(1)佐渡産品を使った伝統料理の継承	料理教室	公民館・学校・保育園等	佐渡の食材を使った料理教室	伝統料理教室の開催 H21→2回 H26→10回		
		伝統料理教室	健康推進協議会・農村地域生活アドバイザー	推進員が市民に伝統料理を講習する			
		伝統料理レシピの提示	市	伝統料理レシピをホームページ等で紹介する			
	(2)「食」と「農」への理解のための農業体験の推進	農業と食に関する体験学習	生産者・JA・市・県・JF(漁協)・森林組合	農業体験をすることによって生産者を理解する			
			小中学校・保育園	農業体験の後、収穫したものを調理する			
			生産者・小中学校	学校と給食に提供している野菜農家と交流する			
			消費者協会	環境にやさしい野菜作りの推進			

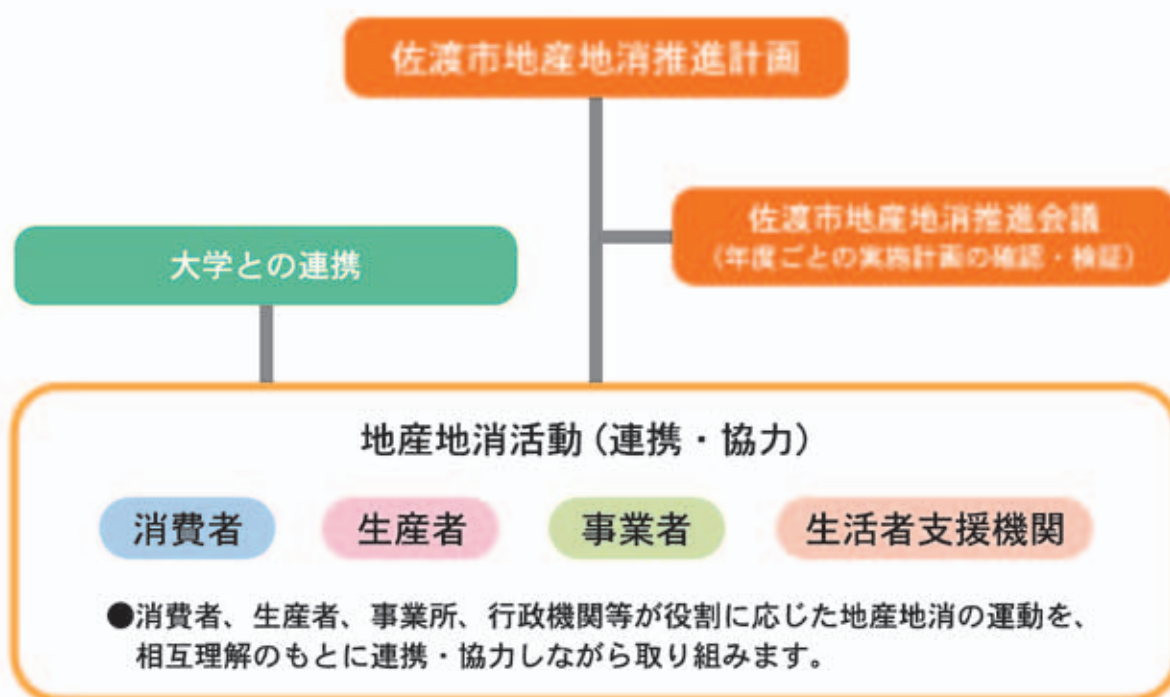
9 計画の推進にあたって

(1) 推進体制

消費者(一般消費者、消費者団体等)、生産者(生産者、農協、漁協、森林組合・団体等)、事業者(生産者、加工業者、卸・小売業者、観光業者、飲食店など)、行政機関等(県、市、商工会など)が、それぞれの役割に応じて連携・協働しながら地産地消を推進します。

具体的には、民間委員と行政機関からなる佐渡市地産地消推進会議が計画に基づいた地産地消の施策の検証を定期的に行います。

推進にあたっては、消費者、生産者、事業者、生産者支援機関等の関係する機関と連携を図りながら地産地消活動に取り組んでいきます。



(2) 計画推進のための行動指針

佐渡市において、地産地消を推進するために、消費者、生産者、事業者、生産者支援機関等がそれぞれ担う役割を次のとおり定めます。

○ 消費者

- ・ 消費者は、農林水産物に関する情報や生産者との交流等から生産者を理解し、佐渡産農林水産物の積極的な利用を図ります。
- ・ 家庭及び地域において食育を推進し、健全な食生活の維持向上に努めます。
- ・ 食と地域農林水産業を理解するため、生産者との交流事業等に積極的に参加します。

○ **生産者**

- ・ 生産者は、安全・安心で付加価値の高い農林水産物の生産や地産地消推進に協力・参加しながら、消費者との交流を通じて相互理解を図ります。
- ・ 消費者ニーズの把握と生産に取り組みます。
- ・ 生産履歴の記帳、GAP導入等の取組み、安全・安心な農林水産物の提供に努めます。
- ・ 産業祭等(イベント)の参加活動を通じて、消費者との交流促進を図ります。
- ・ 実需者や各関係機関等と連携し、地域ブランドや特産品づくりを推進します。

○ **事業者**

- ・ 佐渡産農林水産物の積極的な活用と生産者、加工業者、農協、漁協、森林組合、各関係機関と連携し、地域ブランドや特産品づくりに努めます。
- ・ 実需者が捉えた消費者ニーズを生産者と共有し、生產品の品質向上につなげます。
- ・ 直売所、スーパー等は、佐渡産農林水産物の購入促進のため、消費者と生産者の顔の見える関係の構築に協力し、佐渡産農林水産物の消費拡大を進めます。

○ **生産者支援機関**

- ・ 生産者、消費者、事業者等が行う地産地消に関する取組みを支援するとともに、密接に連携しながら、市全域に地産地消運動が自発的に広がっていくように努めます。
- ・ 公共施設等における佐渡産農林水産物の納入方法等のしくみや、積極的な利用を図ります。
- ・ 佐渡産農林水産物の購入促進のための啓発活動や、販路の確保・拡大とともに安定供給のための支援を進めます。
- ・ 市全域に地産地消運動が広がっていくよう、普及啓発運動に努めます。